## 災害見舞金請求書

組合員が水震火災その他の非常災害(盗難は除きます)によって住居や家財に損害を 受けた場合にその損害の程度に応じて**災害見舞金**が支給されます。

また、災害見舞金が標準報酬月額の2ヵ月以上支給される場合は、被服、寝具、その他生活必需品の購入費用として**災害見舞品費**50,000円、2ヵ月未満の場合で災害救助法の適用の要因となった災害のときは**災害見舞品費**30,000円が支給されます。

(※当該組合員の住居又は家財が災害救助法の適用された地域であるか否は問いません。)

## 【支給金額】

損害(焼失又は滅失)の程度		災害見舞金
住居及び家財全部		標準報酬月額の3ヵ月分
住居及び家財の1/2以上又は 住居又は家財全部		標準報酬月額の2ヵ月分
住居及び家財の1/3以上又は 住居又は家財の1/2以上		標準報酬月額の1ヵ月分
住居又は家財の1/3以上		標準報酬月額の0.5ヵ月分
平屋建の家屋 が浸水し、損 害の認定が困 難なとき	床上120cm以上	標準報酬月額の1ヵ月分
	床上30cm以上	標準報酬月額の0.5ヵ月分

## 《注意事項》

- ・住居・家財のそれぞれにつき別々に算定し合算されますが、標準報酬月額の $3\pi$ 月分が限度です。
- ・同一世帯に2人以上の組合員がいる場合は、各組合員それぞれに支給されます。
- ・組合員と被扶養者が別居している場合、被扶養者の住居・家財も組合員の住居・家財 として取り扱います。
- ・住居とは・・・組合員が現に住んでいる建物です。(納屋、車庫などは対象外です。)
- ・家財とは・・・住居以外で家具、調度品、寝具、衣服など毎日の生活に必要な財産です。 不動産、現金、預貯金、有価証券などは除きます。
- ・組合員が通勤に使用している車両(通勤手当支給上認められている)は家財の対象とします。

